

## 浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2017年2月14日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。  
今後、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

### 変更内容

#### 1, 2号機の管理区域(注3)区分の一部変更

廃止措置中の1, 2号機のタービン建屋地下1階において、設備の解体撤去作業の管理方法を統一し作業を円滑に進められるようにするため、「汚染のおそれのない管理区域」としている一部のエリアの区域区分を「汚染のおそれのある管理区域」に変更します。

- 注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい  
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を  
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ  
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子  
力規制委員会の認可を受ける規定です。
- 注3 管理区域とは、原子力施設や放射線利用施設等で関係者以外の無用な放射線被ばくを防止す  
るとともに、施設内で作業する人の被ばく管理を適正におこなうため、他の一般区域から隔離し  
た区域をいい、以下の2区分に分けられる。
- 汚染のおそれのある管理区域  
表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える  
区域または超えるおそれのある区域
  - 汚染のおそれのない管理区域  
表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える  
おそれのない区域

以上